

岡山県公報		発行 岡山県	
目次		担当課（室）	
○ フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行細則の一部改正 【規則】 （県例規集登載） ○ 令和二年二月岡山県議会定例会の招集 ○ 廃物と認定することが困難な放置自転車の処分 ○ 指定居宅サービス等の事業の廃止 ○ 生活保護法等に基づく指定医療機関の指定 ○ 生活保護法等に基づく指定医療機関の事業の廃止 ○ 生活保護法等に基づく指定介護機関の事業の廃止 ○ 生活保護法等に基づく指定介護機関の指定 ○ 令和二年度岡山県農林水産総合センター	環境企画課 財政課 県民生活交通課 指導監査室 障害福祉課	担当課（室）	農業大学校の学生の第二次募集 ○ 県営土地改良事業計画の縦覧
農政企画課	農政企画課	耕地利課	担当課（室）

◎岡山県規則第八号

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年二月十八日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行細則（平成十四年岡山県規則第四十九号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「及びロ」を「からニまで」に改める。

第五条中「第四十九条第一号イ(1)から(4)まで」を「第四十九条第一号ロ(1)から(4)まで」に改める。

第六条第一項中「第四十九条第一号ロ(1)から(5)まで」を「第四十九条第一号ニ(1)から(5)まで」に改める。

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

令和2年2月18日 岡山県公報 第12169号

◎岡山県告示第七十五号

令和2年2月25日岡山県議会定例会を岡山市に招集する。

令和2年2月18日

岡山県知事

伊原木

隆

太

◎岡山県告示第七十六号

岡山県快適な環境の確保に関する条例（平成十三年岡山県条例第七十四号。以下「条例」という。）第十八条第二項の規定により、廃物と認定することが困難な放置自転車の処分について次のとおり告示する。

令和二年二月十八日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 放置自転車の車輪の大きさ及びフレームの色、数量並びに自転車防犯登録番号標等

車輪の大きさ及びフレームの色	数量	自転車防犯登録番号標等
二六インチ 赤紫	一台	岡山西E四四六六七
二四インチ 桃	一台	岡山東D五五六八一
二六インチ 赤紫	一台	津山H二二五八〇
二七インチ 黒	一台	津山H三二六七四
二六インチ 橙	一台	玉島H一三二五〇
二六インチ 銀	一台	警視庁本富士A一八五二八四
二〇インチ 白	一台	岡山西J一五〇七七
二〇インチ 紺	一台	玉島H二三三一六
二六インチ 赤紫	一台	不明
二六インチ 銀	一台	不明
二六インチ 青磁	一台	不明
二〇インチ 青	一台	不明
二六インチ 黒	一台	不明

二 条例第十六条第二項の規定による公示を行った日

令和元年八月六日

三 放置されている場所

津山市山下五三番（岡山県美作県民局第一庁舎駐輪場）

四 この告示の日の翌日から起算して六月を経過した場合は、一の放置自転車を処分する。

令和2年2月18日 岡山県公報 第12169号

五 担当部課名及び連絡先

岡山県美作県民局地域政策部総務課総務班

津山市山下五三番

電話番号 ○八六八―二三―一二一八

◎岡山県告示第七十七号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条第二項及び第百十五条の五第二項の規定により、次のとおり指定居宅サービスの事業及び指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があつた。

令和二年二月十八日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

社会福祉法人美作市社会福祉協議会

2 所在地

岡山県美作市江見二八〇番地

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

社会福祉法人美作市社会福祉協議会

2 所在地

岡山県美作市江見二八〇番地

三 廃止の届出を受理した年月日

令和二年二月七日

四 介護保険事業所番号

三三七三七〇〇二三〇

五 サービスの種類

訪問介護

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

真庭市国民健康保険湯原温泉病院

2 所在地

岡山県真庭市下湯原五六

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

令和2年2月18日 岡山県公報 第12169号

真庭市

2 所在地

岡山県真庭市久世二九二七―二

三 廃止の届出を受理した年月日

令和二年二月十二日

四 介護保険事業所番号

三三一八九〇二七八四

五 サービスの種類

介護予防短期入所療養介護

◎岡山県告示第七十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例による場合を含む。）の規定により、医療扶助又は医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和二年二月十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

病院、診療所又は薬局

名 称	所 在 地	指定年月日
高梁市有漢診療所	高梁市有漢町有漢3387	R1.12.1

◎岡山県告示第七十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例による場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり事業の廃止の届出があつた。

令和二年二月十八日

病院、診療所又は薬局

岡山県知事 伊原木 隆 太

名 称	所 在 地	廃止年月日
高梁市有漢診療所	高梁市有漢町有漢8213-3	R1.11.30

◎岡山県告示第八十号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例による場合を含む。）の規定により、介護扶助又は介護支援給付のための介護予防を担当させる介護機関を次のとおり指定した。

令和二年二月十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

事業者の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	指定年月日
有限会社池田空調	苫田郡鏡野町和田83-2	小規模多機能型居宅介護たんぽぽ	苫田郡鏡野町上齋原90-3	R1.12.1

◎岡山県告示第八十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例による場合を含む。）の規定により、指定介護機関から次のとおり事業の廃止の届出があった。

令和二年二月十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

事業者

種 類	名 称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
居宅介護事業者	社会福祉法人津山市社会福祉協議会	津山市山北520	津山市社会福祉協議会久米介護サ ービスセンター	津山市中北下1300	H27. 3. 31
介護予防事業者	社会福祉法人津山市社会福祉協議会	津山市山北520	津山市社会福祉協議会久米介護サ ービスセンター	津山市中北下1300	H27. 3. 31
居宅介護事業者	社会福祉法人津山市社会福祉協議会	津山市山北520	津山市社会福祉協議会久米訪問入 浴サービスセンター	津山市中北下1300	H27. 3. 31
介護予防事業者	社会福祉法人津山市社会福祉協議会	津山市山北520	津山市社会福祉協議会久米訪問入 浴サービスセンター	津山市中北下1300	H27. 3. 31
居宅介護支援事業者	社会福祉法人津山市社会福祉協議会	津山市山北520	津山市社会福祉協議会久米介護プ ラン作成センター	津山市中北下1300	H27. 3. 31

◎岡山県告示第八十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十五条第一項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例による場合を含む。）の規定により、医療扶助又は医療支援給付のための施術を担当させる施術機関を次のとおり指定した。

令和二年二月十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

施術所を開設していない施術者

氏 名	住 所	指定年月日
岡田 有生	加賀郡古備中央町豊野2715-1	R2.1.7

〔五一〕令和二年度の岡山県農林水産総合センター農業大学校（以下「農業大学校」という。）の学生の第二次募集を次のとおり実施する。

令和二年二月十八日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 募集課程及び募集人員

園芸課程（花きコース）及び畜産課程（和牛コース）の両課程で若干名

二 受験資格

本県農業の担い手となる意思が強い者であって、次のいずれかに該当するもの

1 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者（令和二年三月卒業見込みの者を含む。）又は通常の課程による十二年の学校教育（通常の課程以外の課程によるこれに相当する学校教育を含む。）を修了した者（令和二年三月修了見込みの者を含む。）

2 外国において、学校教育における十二年の課程を修了した者（令和二年三月修了見込みの者を含む。）

3 高等学校卒業程度認定試験規則（平成十七年文部科学省令第一号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同令附則第二条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和二十六年文部省令第十三号）による大学入学資格検定に合格した者を含む。）

4 1に掲げる者と同等以上の学力があると認められる者

三 入学志願手続

1 受付期間

令和二年二月二十一日（金曜日）から同年三月六日（金曜日）まで。なお、郵便又は信書便による送付の場合は、同日付けの消印又は通信日付印があるものまで受け付ける。

2 提出書類

- (1) 入学願書（所定の用紙）
- (2) 履歴書（所定の用紙）
- (3) 最終学校の調査書（当該学校の校長が作成したもの）
- (4) 身体検査書（所定の用紙。令和二年三月に高等学校又は中等教育学校を卒業見込みの者については不要）

- (5) 志望動機及び将来計画書（所定の用紙）
- (6) 写真 二枚（出願前三月以内に撮影した正面、上半身、無帽の縦四センチメートル、横三センチメートルのものとし、一枚は(2)の履歴書に貼り付けること。）
- (7) 宛名を明記し、「簡易書留」と朱書きの上、四百四円分の切手を貼った返信用封筒（長形三号）

3 推薦入学試験、一般入学前期試験又は一般入学後期試験に不合格となった者のうち二次募集試験の受験を志願する者は、次の書類を1の受付期間中に提出することにより、当該試験を受験することができる。

- (1) 入学願書（所定の用紙）
- (2) 写真 一枚（出願前三月以内に撮影した正面、上半身、無帽の縦四センチメートル、横三センチメートルのもの）
- (3) 宛名を明記し、「簡易書留」と朱書きの上、四百四円分の切手を貼った返信用封筒（長形三号）

(4) 推薦入学試験、一般入学前期試験又は一般入学後期試験の応募の際の第一志望から専攻コースを変更する場合にあつては、志望動機及び将来計画書（所定の用紙）

4 提出先

農業大学校
〒七〇一―二二三 赤磐市東窪田一五七

四 入学試験

1 試験日時

令和二年三月十七日（火曜日）午前九時三十分から

2 試験場所

農業大学校

3 試験科目

筆記試験及び面接

4 筆記試験科目

必須科目 小論文

選択科目 数学Ⅰ、生物基礎又は農業と環境の中から一科目（いずれも各科目で

共通した基礎的な学力を問う計算問題を含む。）

五 合格発表

令和二年三月二十四日（火曜日）午前十時頃

（農業大学校職員室前掲示板及び農業大学校のホームページ（<http://www.pref.okayama.jp/soshiki/234/>）に掲示するとともに、本人に通知する。）

六 その他

1 修業年限 二年

2 入学志願手続その他についての問い合わせ先

農業大学校

電話（〇八六）九五五―〇五五〇

〔五二〕土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により
県営土地改良事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

この公告に係る決定に対して不服がある者は、縦覧の期間満了の日の翌日から起算し
て十五日以内に知事に対して審査請求をすることができる。

令和二年二月十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 事業及び地区名

県営土地改良事業（ため池整備（一般） 大木谷池地区）

二 縦覧に供する書類

県営土地改良事業（ため池整備（一般） 大木谷池地区）計画書

三 縦覧の期間

令和二年二月十八日から同年三月十日まで

四 縦覧の場所

岡山市北区役所

一 事業及び地区名

県営土地改良事業（ため池整備（一般） 菅野中池地区）

二 縦覧に供する書類

県営土地改良事業（ため池整備（一般） 菅野中池地区）計画書

三 縦覧の期間

令和二年二月十八日から同年三月十日まで

四 縦覧の場所

岡山市北区役所

一 事業及び地区名

県営土地改良事業（ため池整備（一般） 藤井新池地区）

二 縦覧に供する書類

県営土地改良事業（ため池整備（一般） 藤井新池地区）計画書

三 縦覧の期間

令和二年二月十八日から同年三月十日まで

四

縦覧の場所

岡山市東区役所